

2025年2月

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被害を受けられました皆様へ
東京海上ミレア少額短期保険株式会社

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被害を受けられました皆さんに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

— 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内 —

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までご連絡ください。

■ 弊社担当窓口：フリーダイヤル：0120-670-055（受付時間：平日 9:30～17:00）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
新潟県	南魚沼市 (みなみうおぬまし)	2月20日 以上